

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

香芝市地球温暖化対策実行計画

平成21年度～平成24年度

平成21年4月

奈良県香芝市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置付け	1
4 計画期間	1
5 計画の対象	1
6 計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
7 計画の基準年	4

第2章 温室効果ガス排出の現状

1 温室効果ガス排出状況	5
2 温室効果ガス種類別排出割合	7
3 エネルギー源別温室効果ガス排出量	8
4 施設別温室効果ガス排出量	8
5 その他の環境負荷項目	9

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標	10
2 個別目標	10

第4章 具体的な取り組み

1 目標達成のための取り組み内容	11
------------------------	----

第5章 計画の推進・点検及び公表

1 推進体制	16
2 点検	17
3 公表	17

参考資料

資料1 香芝市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制体系図	18
資料2 施設別温室効果ガス排出量	19

第 1 章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

地球温暖化は、生態系の変化や異常気象といった様々な影響をもたらし、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつになっています。この地球温暖化問題に国際的に取り組むための京都議定書（1997年）において、わが国は2008年から2012年までの第一約束期間に温室効果ガスを1990年比の6%削減することが義務付けられています。

これを受け国内においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律（1999年）」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対しては、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられました。

また奈良県においては、「奈良県ストップ温暖化実行計画（2001年）」が策定され、2005年度には温室効果ガスの排出量を1999年度比7.8%の削減を達成。現在は「奈良県ストップ温暖化実行計画（第二次）」を策定し、引き続き温室効果ガスのさらなる排出抑制が進められています。

1.2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画として策定し、温室効果ガスを計画的に削減することにより地球温暖化の防止に寄与するとともに、計画の実施状況を積極的に公表し、市民・事業者の地球温暖化に対する取り組みを促進することを目的とします。

1.3 計画の位置付け

本計画は、平成20年7月に策定した「香芝市環境基本計画」における、取り組み施策のひとつである、地球環境保全施策推進のために策定するものであり、「香芝市環境基本条例」および「香芝市環境基本計画」の基本理念に基づき実行していくものです。

1.4 計画期間

本計画は、香芝市環境基本計画および京都議定書達成計画との整合性を考慮し、平成21（2009）年度から平成24（2012）年度までの4ヵ年を第一次計画期間とし、この間の実績や技術的進歩等を踏まえて、所要の見直しを行います。

計画期間中の対象施設の追加及び温室効果ガス排出係数等の変更は行いません。ただし公用車の廃棄、買い替えに伴う台数の変更については反映させます。

1.5 計画の対象

本計画の対象範囲は、香芝市が行う全ての事務事業とし、対象組織及び施設は以下のとおりとします。

組 織		管理施設	温室効果ガス積算
企画調整部	秘書広報課		
	人事課		
	企画政策課	J R 五位堂駅自転車駐車場	×
		香芝市災害備蓄倉庫	×
	情報推進課		
総務部	総務課	消防団分団機庫 (5 分団)	×
	地域安全課	防犯灯・横断灯 等	×
		自転車等保管所	×
		二上山駅自転車等駐車場	×
	財政課		
	管財課	本庁舎	
		市営住宅	
		作業員詰所	
	税務課		
収税課			
滞納対策課			
市民生活部	市民課		
	生活環境課	収集センター	
		不法投棄カメラ・防犯灯等	×
		香芝市ストックヤード	
		火葬場	
		し尿中継所	×
		残灰置場 (関屋 383-1)	×
	保険医療課		
人権・共同参画課			
保健福祉部	児童福祉課	市立保育所	
		学童保育所	
	社会福祉課	香芝市総合福祉センター	
		すみれの里	
	介護福祉課		
保健センター	保健センター		
都市整備部	都市計画課		
	街路整備課	公衆街路灯等	×
北今市コミュニティセンター		×	

	下水道課	ポンプ場等	×
	区画整理課	文化財事務所	
		区画整理課事務所	
産業建設部	商工農産課		
	建設課		
	公園道路維持課	公園・街路灯 等	×
会計課			
議会事務局庶務課			
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
農業委員会事務局			
教育委員会	総務課	各市立幼稚園・小学校・中学校	
	学校教育課	香芝西中学校通学路防犯灯	×
	生涯学習課	文化財調査室	
		青少年野外活動センター	
	中央公民館	陶芸教室	
		中央公民館	
	二上山博物館		文化センターに含む
	市民図書館		文化センターに含む
	青少年センター	青少年センター	
	市民体育課	香芝市総合体育館	
		香芝市北部地域体育館	
		高塚グラウンド	
		高塚テニスコート	
		いこいの広場	
		香芝健民運動場	
高山台グラウンド			
香芝市総合プール			
観正山グラウンド		×	
水道局	業務課	水道局庁舎（今泉配水場含む）	
	工務課	ポンプ場・配水場 等	×
指定管理者		ふたかみ文化センター	
		モナミホール	

一部事務組合等の地方公共団体(消防組合、美濃園)は組合自身で策定を要するため計画に含みません。

他者に委託等して行う事務または事業(指定管理者制度)は基本的に含みませんが、ふたかみ文化センター、モナミホールについては、市民図書館、二上山博物館を含みまた、温室効果ガス排出量の把握が可能なため含みます。

街路灯、公園、上下水道のポンプ場等の必須公共サービスは計画の対象外とします。

1.6 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策推進法に定める6種類の温室効果ガスのうち、以下の4種類とします。

	温室効果ガス名	記号	廃出源及び把握する活動量
1	二酸化炭素	CO ₂	燃料使用量(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス)、電気使用量
2	メタン	CH ₄	燃料使用量(灯油、LPガス、都市ガス)、公用車走行距離、浄化槽での汚水処理量
3	一酸化二窒素	N ₂ O	燃料使用量(灯油、A重油、LPガス、都市ガス、軽油)、公用車走行距離、浄化槽での汚水処理量
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	HFC封入公用車使用数

以下の温室効果ガスは、排出源となる活動が無いため計画の対象としません。

	温室効果ガス名	記号	廃出源及び把握する活動量
1	パーフルオロカーボン	PF ₆	PF ₆ 封入製品使用数・廃棄数
2	六フッ化硫黄	SF ₆	六フッ化硫黄封入電気機器使用数・廃棄数・点検回数

1.7 計画の基準年

本計画の基準年は、平成19(2007)年度とします。

第2章 温室効果ガス排出の現状

2.1 温室効果ガス排出状況

計画の基準年である、平成19(2007)年度の温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

なお、算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成18年3月24日一部改正)に定める方法により行います。

(1) 燃料等の使用による温室効果ガスの排出量

一酸化炭素	燃 料	燃料使用量	排出量(Kg-CO ₂)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	灯油	284,016 L	707,199	1	
	A重油	98,000 L	265,580	1	
	LPG(プロパンガス)	31,131 m ³	186,784	1	
	都市ガス	32,802 m ³	65,932	1	
	都市ガス(ガス機関)	6,637 m ³	13,340	1	
	軽油(ディーゼル機関)	1 L	1	1	
	A重油(ディーゼル機関)	0 L	0	1	
	電気使用量	6,369,673 kWh	2,152,949	1	
	小 計				3,391,785
メタン	燃 料	燃料使用量	排出量(Kg-CH ₄)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	灯油	284,016 L	99.405	21	2,088
	LPG(プロパンガス)	31,131 m ³	14.320	21	301
	都市ガス	32,802 m ³	5.904	21	124
	都市ガス(ガス機関)	6,637 m ³	13.938	21	293
小 計				2,805	
一酸化窒素	燃 料	燃料使用量	排出量(Kg-N ₂ O)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	灯油	284,016 L	5.964	310	1,849
	A重油(ディーゼル機関)	0 L	0.000	310	0
	LPG(プロパンガス)	31,131 m ³	0.280	310	87
	都市ガス	32,802 m ³	0.118	310	37
	都市ガス(ガス機関)	6,637 m ³	0.166	310	51
	軽油(ディーゼル機関)	1 L	0.000	310	0
小 計				2,024	
燃料等の使用による温室効果ガスの総排出量合計(1)					3,396,614

集計過程における端数処理の関係上、表内の計算値に誤差が生じる場合があります。

(2) 公用車の使用による温室効果ガスの排出量

二酸化炭素	車種		燃料使用量		排出量(Kg-CO ₂)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
		ガソリン	42,819	L	99,341	1	
		軽油	108,867	L	285,233	1	
		小計					384,573
メタン	燃料	車種	走行距離		排出量(Kg-CH ₄)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	ガソリン	普通・小型乗用車	54,007	km	0.540	21	11
		バス	0	km	0.000	21	0
		軽乗用車	79,414	km	0.794	21	17
		普通貨物車	0	km	0.000	21	0
		小型貨物車	51,622	km	0.774	21	16
		軽貨物車	205,334	km	2.259	21	47
		特種用途車	16,142	km	0.565	21	12
	軽油	普通・小型乗用車	11,168	km	0.022	21	0
		バス	136,756	km	2.325	21	49
		普通貨物車	62,293	km	0.934	21	20
		小型貨物車	3,283	km	0.025	21	1
		特種用途車	198,877	km	2.585	21	54
		小計					227
一酸化二窒素	燃料	車種	走行距離		排出量(Kg-N ₂ O)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	ガソリン	普通・小型乗用車	54,007	km	1.566	310	486
		バス	0	km	0.000	310	0
		軽乗用車	79,414	km	1.747	310	542
		普通貨物車	0	km	0.000	310	0
		小型貨物車	51,622	km	1.342	310	416
		軽貨物車	205,334	km	4.517	310	1,400
		特種用途車	16,142	km	0.565	310	175
	軽油	普通・小型乗用車	11,168	km	0.078	310	24
		バス	136,756	km	3.419	310	1,060
		普通貨物車	62,293	km	0.872	310	270
		小型貨物車	3,283	km	0.030	310	9
		特種用途車	198,877	km	4.972	310	1,541
		小計					5,924
HFC	車種		使用台数		排出量(Kg-HFC)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	全車種		116	台	1.740	1,300	2,262
公用車の使用による温室効果ガスの総排出量合計(2)							392,986

集計過程における端数処理の関係上、表内の計算値に誤差が生じる場合があります。

(3) 浄化槽の使用による温室効果ガスの排出量

メタン		使用人数		排出量(Kg-CH ₄)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	浄化槽	3,489	人	1,918.950	21	40,298
一酸化二窒素		使用人数		排出量(Kg-N ₂ O)	地球温暖化係数	CO ₂ 換算排出量
	浄化槽	3,489	人	76.758	310	23,795
浄化槽の使用による温室効果ガスの総排出量合計(3)						64,093

集計過程における端数処理の関係上、表内の計算値に誤差が生じる場合があります。

(4) 市施設等の温室効果ガス総排出量

燃料等・公用車・浄化槽合計 (1) + (2) + (3)	3,853,693.1 kg-CO ₂
-------------------------------------	--------------------------------

2 . 2 温室効果ガス種類別排出割合

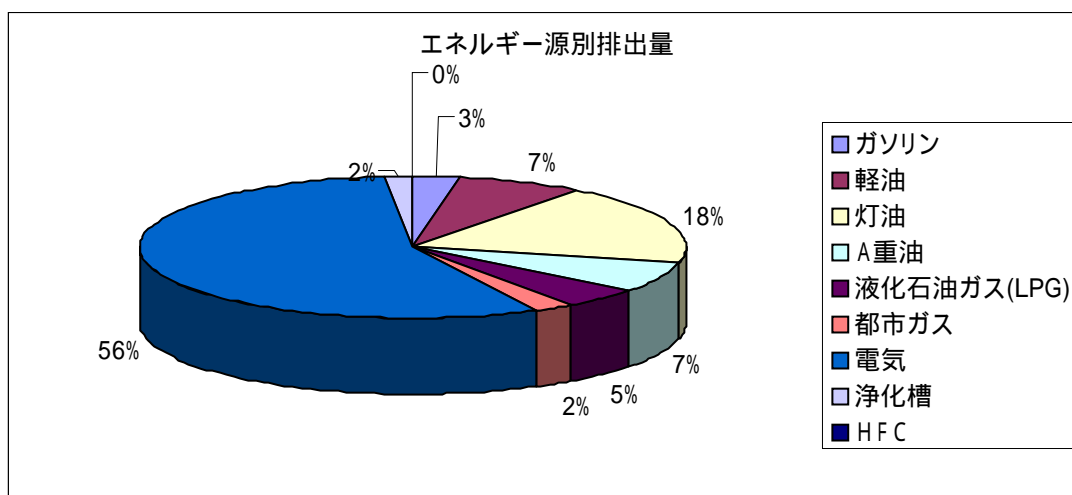
各温室効果ガスを二酸化炭素(CO₂)に換算し、その排出割合を見ると、二酸化炭素が98%と多く、二酸化炭素の排出量を削減することが重要と考えられます。

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算量(kg-CO ₂)	排出割合
二酸化炭素(CO ₂)	3,776,358.5	98.00%
メタン(CH ₄)	43,330.2	1.12%
一酸化二窒素(N ₂ O)	31,742.4	0.82%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2,262.0	0.06%

2.3 エネルギー源別温室効果ガス排出量

温室効果ガス(二酸化炭素換算後)のエネルギー源別排出割合を見ると、電力が最も多く、56%を占め、次いで灯油、軽油、A重油となっています。このことから本市としては、電気使用量の削減を進めていくことが重要になります。

エネルギーの種類	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	102,462.8	3%
軽油	288,262.5	7%
灯油	711,135.0	18%
A重油	265,580.0	7%
液化石油ガス(LPG)	187,171.2	5%
都市ガス	79,777.1	2%
電気	2,152,949.5	56%
浄化槽	64,092.9	2%
HFC	2,262.0	0%
合計	3,853,693.1	100%



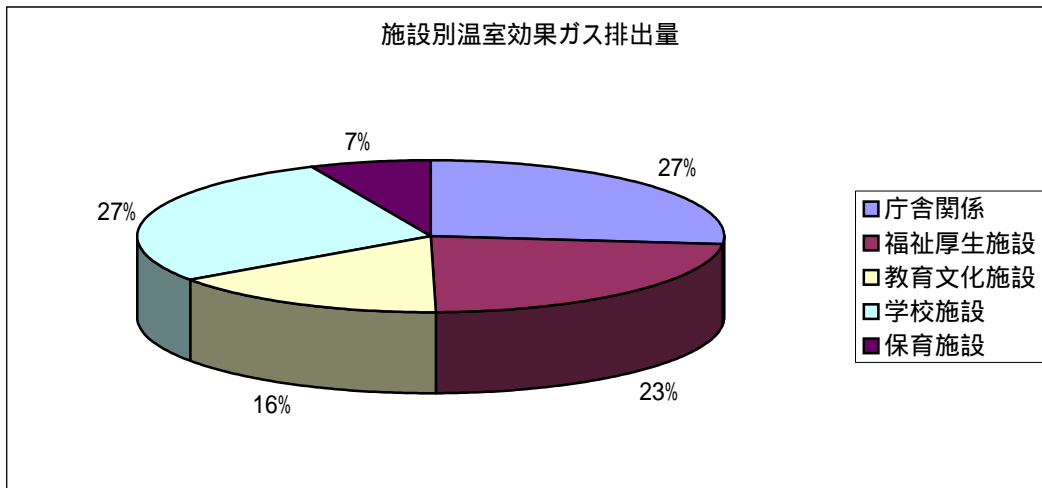
2.4 施設別温室効果ガス排出量

自動車の走行に伴う排出を除く、温室効果ガス(二酸化炭素換算後)の排出量を施設別に見ると、庁舎関係、福祉厚生施設、学校施設からの排出量がそれぞれ全体の1/4程度となっており、合計では77%を占めています。

このことから、全ての施設において削減の取り組みを行う必要があると考えられます。

分類	施設名	排出量(kg-CO2)	排出割合
庁舎関係	・本庁舎・市営住宅・作業員詰所・収集センター・ストックヤード・火葬場 ・区画整理課事務所・文化財事務所・水道局庁舎	1,020,779.6	27%
福祉厚生施設	・総合福祉センター・すみれの里・保健センター	892,610.4	23%
教育文化施設	・文化財調査室・野外活動センター・陶芸教室・中央公民館・二上山博物館 ・市民図書館・青少年センター・総合体育館・北部地域体育館・高塚グラウンド ・高塚テニスコート・いこいの広場・健民運動場・高山台グラウンド ・総合プール・ふたかみ文化センター・モナミホール	601,315.4	16%
学校施設	・小学校・中学校・幼稚園	1,071,228.4	27%
保育施設	・保育所・学童保育所	259,346.3	7%
合 計		3,845,280.2	100%

(2) 公用車の使用による温室効果ガスの排出量の内、メタン、一酸化二窒素、HFCは含まない。



2.5 その他の環境負荷項目

本市の活動から直接的に温室効果ガスを排出はしないものの、製造過程や処理過程においてエネルギーを消費する事により、間接的に温室効果ガスを排出しているもの。

項目	単位	使用量
コピーカウンター使用枚数	枚	2,921,842
コピー用紙購入枚数(A3)	枚	507,500
コピー用紙購入枚数(B4)	枚	546,000
コピー用紙購入枚数(A4)	枚	3,997,500
コピー用紙購入枚数(B5)	枚	166,500
上水道使用量	m ³	172,934

第3章 計画の目標

3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、平成24（2012）年度における数値目標を以下のように設定します。

【目標】

温室効果ガスの排出量を、平成24年度までに、
平成19年度比で**3%**削減する。

京都議定書目標達成計画

2008（H20）年から2012（H24）年までの第一約束期間に1990（H2）年度比の6%削減

温室効果ガス排出量 （kg-CO ₂ ）	現 状 （平成19年度）	目 標 （平成24年度）	削減率
	3,853,693.1	3,738,082.3	3%

3.2 個別目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点をおき、二酸化炭素の主な排出要因である、電気、灯油及びその他の燃料の使用について個別の数値目標を掲げて使用量の削減のための取り組みを行います。また、間接的に地球温暖化防止につながる水の使用量の抑制、コピー用紙の使用量削減についても数値目標を掲げます。

平成19年度実績を基準とする24年度までの削減目標		
直接影響	電気使用量	電気使用量を2%削減
	公用車燃料使用量	公用車の燃料（ガソリン・軽油）使用量を10%削減
	その他の燃料使用量	灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガスなどの燃料使用量を3%削減
間接影響	コピー用紙使用量	コピー用紙使用量を7%削減
	コピー用紙購入量	コピー用紙購入量を7%削減
	上水道使用量	水の使用量を増加させない

第4章 具体的な取り組み

4.1 目標達成のための取り組み内容

本計画の目標達成のために行う取り組みは、香芝市環境基本計画における環境配慮指針・市職員の率先行動として示された内容の実践とします。

市の環境配慮指針

市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。

市は、施策の策定および実施にあたっては、環境への負荷の低減等、環境の保全に努めます。

市職員は、市民に率先して環境への負荷の低減に努め、市民や事業者と協働する取り組みを進めます。

【市職員の率先行動】

電気について

〔使用時の配慮〕

《照明機器》

廊下、階段等の共有部分や未使用スペースの照明は、支障のない限り消灯を行います。

残業する場合は、部屋の部分消灯を行います。

会議室、更衣室、トイレや給湯室などの照明は、使用后必ず消灯を行います。

昼休みは、原則として消灯を行います。

残業時間中の点灯時間を縮減するため、定時退庁の一層の徹底を図ります。

トイレの照明スイッチの側に、「省エネ」等のラベル表示し、来庁者へも協力を要請します。

照明器具の清掃や電球の適正な時期での交換を実施します。

《事務機器》

長時間、電気機器を使用しない場合は、プラグを抜き待機電力を削減します。

昼休みや出張時など使用しないパソコン、プリンタ等のスイッチオフを励行します。

《空調機器》

冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時19℃を目安に、適切な温度管理を行います。

会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。

冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かないようにします。

冷暖房中の窓、出入り口の開放を控えます。

冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用します。

翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時にはカーテン、ブラインドを閉めます。

効果的な排熱を行うため、発熱の大きいOA機器類の配置を工夫します。

《その他》

エレベーターの利用は極力、控え、最寄りの階への移動は階段の利用に努めます。

〔廃棄時の配慮〕

《コピー・プリンター等》

コピー機、プリンタのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。

公用車について

〔使用時の配慮〕

《 エコドライブ 》

急発進、空ぶかしの抑制や経済運転を徹底し、待機時のエンジン停止の励行や不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行います。

荷物の積み降ろし、人待ち、交差点等での待機時は、アイドリングストップを行います。カーエアコンの温度を適切に管理します。

《 公共交通機関等 》

出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。

会議や説明会の開催通知等で、自動車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を呼びかけます。

《 相乗り 》

公用車を使用する場合は、可能な限り相乗りを励行します。

《 車両整備 》

車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。

タイヤ空気圧調整等の定期的な点検や整備を励行します。

その他燃料について

〔使用時の配慮〕

《 給湯器 》

ガスコンロや湯沸器において、沸かし過ぎの防止、炎の調節など効率的に使用します。

水について

〔使用時の配慮〕

《 水使用量の抑制 》

手洗い、歯磨きをする場合、こまめに水を止めます。

食器を洗うときは、水を流したままにしないでため洗いをします。

公用車の洗車に当たっては節水を励行します。

庁舎の水道を減圧調整し、水使用量の抑制に努めます。

芝生や植木などの散水は効率的に行います。

水漏れの定期点検を行います。

用紙類について

〔使用時の配慮〕

《 使用量の削減 》

会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数等を最小限とします。また、むやみに資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底します。

文書を発送する際は、可能な限り電子メールを使用します。

両面印刷、ミスコピーの裏面使用を徹底します。

電子メールや庁内 LAN を活用し、ペーパーレス化を図ります。

会議においては原則として封筒を不配布にします。

2アップ機能(2ページ 1ページ)、縮小機能(A3 A4)があるときはこれを活用し、文書のスリム化を図ります。

添書、FAX送信票は可能な限り省略します。

プロジェクタやOHP等を活用し、会議資料の削減に努めます。

《 使用量の適正化 》

冊子、パンフレット、ポスター、報告書、白書等の印刷物については、必要性を十分考慮した最小限のものとし、また、ホームページの活用も図ります。

〔廃棄時の配慮〕

《 資源化等 》

紙ゴミの分別回収を徹底し、可能な限りリサイクルに回します。
シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限します。
使用済み封筒は、できるだけ再使用に努めます。
ポスター、カレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用します。

文具・事務用品等について

〔使用時の配慮〕

《 長期使用・再利用 》

ファイル類は再利用に努めます。
詰め替え可能な製品（洗剤、文具等）を利用します。
備品等については、修繕等により長期使用を図ります。

〔廃棄時の配慮〕

リサイクルボックスを設置し、可能な限りリサイクルに回します。
備品等の効率的な供給を図るため、不要品の保管転換等を促進します。

その他の配慮について

不要な配達物の配送先に対して、以降の発送の中止を伝達します。
ごみの分別を徹底し、資源化の取り組みに協力していきます。
マイバックの持参につとめます。

【 物品の購入 】

〔物品の購入時における環境への配慮〕

《 パソコン、コピー機等のOA機器 》

エネルギー消費効率の高い製品（国際エネルギースターロゴが表示されている製品）を購入します。また、電気製品のリースに当たっても同様とします。

《 照明機器、家電製品 》

適正規模の機器を選択するとともに、省エネルギー型の製品を購入します。照明器具の更新の際は、より省電力タイプのものでします。

《 代替フロン等 》

エネルギー効率等を勘案しつつ、フロン類の代替物質を使用した製品を選択していきます。

《 低公害車の優先的購入 》

低公害車（電気自動車、ハイブリット車、天然ガス車、低燃費かつ低排出ガス認定車等）を優先的に購入します。

使用実態を踏まえ、適正な排気量の大きさの車両を購入します。

更新時においては、可能な限り既存車両に比べて排気量の小さいものを選択します。

《 その他燃料 》

給湯器、ボイラー等は省エネルギー型の機器を購入します。

燃焼設備の改修に当たっては、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図ります。

《 水 》

水を使用する機器は、節水型の機器を購入します。

《 コピー用紙 》

コピー用紙は、原則として古紙配合率100%、白色度70%以下のものを購入します。

《 印刷物 》

報告書、ポスター、チラシ等の印刷物は、外部発注するものも含め、再生紙の使用（古紙配合率100%、白色度70%以下）を原則とし、紙の塗工処理は最小限とします。

再生紙による印刷物には、古紙配合率、白色度を表示します。

《 衛生用紙 》

トイレトペーパー、ティッシュペーパーなどの衛生用紙は、すべて古紙配合率100%の製品を購入します。（特に、トイレトペーパーはシングルタイプの製品の購入に努めます。）

《 文具・事務用品 》

製品の適正数量として、文具・事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入量とします。

グリーン購入として、エコマークやグリーンマークなどの環境マークが表示されている環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。

長期使用が可能な製品として、部品の交換修理が可能な製品や保守、修理サービス期間の長い製品等を購入します。

容器・包装材について、物品の購入時は、可能な限り業者に納品時の簡易包装を促します。

過剰に包装された商品の購入を避け、簡易包装された製品を選択、購入します。

ペットボトル容器の購入を自粛し、リターナブル容器の製品の購入に努めます。

【 公共事業の計画・実施 】

〔 公共事業における環境への配慮 〕

《 工事全般に対する配慮事項 》

自然の著しい改変を伴う開発や自然豊かな地域への立地は極力避け、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

歴史的文化財は、周辺環境と調査・一体化した保全に努めます。

崖崩れや土砂崩壊等の災害防止に努めます。

工事に伴う大気汚染や騒音・振動は、工法や工事用機械の工夫により極力軽減するよう努めます。また工事車両による道路沿道への影響を極力軽減するよう努めます。

工事に伴い発生する残土や廃棄物の適正な処理を行います。

土地の改変や土工量は極力、少なくするとともに、工事中の土砂・濁水の流出防止を図り、下流の利水、河川等の生態系、周辺植生等への影響を軽減するよう努めます。

特に大規模な開発については、公害防止や自然環境保全に対して、適切な管理目標を定めて、環境モニタリングを行います。

事業の実施にあたっては、省エネルギー対策の実施など、地球環境の保全に配慮します。

《 建築物の基本構想段階 》

建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・太陽熱等の自然エネルギー、コージェネレーションシステムや、夜間電力を利用した蓄熱設備等の導入を検討します。

建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。

緑化の推進を検討します。

省エネルギー型の照明機器の設置、窓側電灯配線のライン化及び建築物の断熱性向上等の省エネルギー設備の導入を検討します。

《 建築物の設計・施工段階 》

建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮します。

給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置します。

消火設備を新設するに当たっては、特定ハロン 消火設備は採用しません。

再生資材や建設副産物の有効利用を推進します。
環境負荷の少ない型枠の利用を推進します。
環境負荷の少ない施工作业を推進します。

《 建築物の維持管理 》

省エネルギー機器の導入等省エネルギー対策を積極的に進めます。
ふさわしい施設において太陽光エネルギー等自然エネルギーの利用を積極的に進めます。
市有施設における空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。
植え込み等の適切な維持管理を図ります。

《 解体・廃棄時 》

コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。
廃棄物のリサイクルや適正処理を推進します。
建設副産物の発生の抑制を要請します。
フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、それらのガスの回収を行います。
ハロン消火設備の更新、廃止に当たっては、ハロンの回収を行います。

《 森林の整備・保全の推進 》

森林の整備や適切な管理・保全を通じて、二酸化炭素の吸収源（森林の多様な公益的機能）の維持・増進を図ります。

第5章 計画の推進・点検及び公表

5.1 推進体制

本計画の推進は、香芝市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画庁内推進体制において行うものとし、それぞれの役割は次のとおりとします。

体系図は資料1のとおり

* 最高責任者（市長）

- ・環境保全施策の策定に関すること。
- ・温暖化対策の目標及び率先行動の承認に関すること。
- ・環境推進委員会委員長、副委員長、委員の任命に関すること。
- ・温暖化対策の目標達成率について必要な場合の改善指示に関すること。

* 環境推進委員会委員長（副市長）

- ・推進委員会の取りまとめに関すること。
- ・各推進責任者（課長）に対する環境保全施策と温暖化対策率先行動実施及び是正の指示に関すること。

* 環境推進委員会副委員長（教育長）

- ・委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

* 環境推進委員会委員（各部・局長）

- ・環境保全施策の推進と実施状況の検討に関すること。
- ・温暖化対策実行計画の策定に関すること。
- ・温暖化対策率先行動の審査に関すること。

* 推進管理者（市民生活部長）

- ・推進委員会の運営に関すること。
- ・環境基本計画・温暖化対策実行計画の管理に関すること。

* 推進責任者（各課長）

- ・環境保全施策、温暖化対策率先行動の具体的な推進と実施に関すること。
- ・推進と実施に伴う所属職員への助言、指導に関すること。

* 各職員

- ・環境保全施策の実施に関すること。
- ・温暖化対策率先行動の実施に関すること。（非常勤職員、臨時職員を含む）

- ・ 具体的行動の提案と自己点検、改善に関する事。

* 推進員（各部より2名程度の推薦）

事務局（生活環境課）

- ・ 庁内のとりまとめ補助機関としての事務に関する事。
- ・ 目標数値の設定と修正作業に関する事。
- ・ 環境保全施策、温暖化対策率先行動に伴う各課の資料収集・進捗状況の把握、検討に関する事。
- ・ 推進委員会への資料提出と事務処理に関する事。

5.2 点検

本計画で設定した目標については、事務局が環境推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進委員会」において取り組み結果を点検評価し、取り組みに反映させます。

また、評価材料として全所属を対象に以下の調査を行います。

(1) 温室効果ガス排出量調査

温室効果ガスの排出源となる活動の量を毎月調査し、半年に一度（10月・4月）、所属長より市民生活部長に報告する。

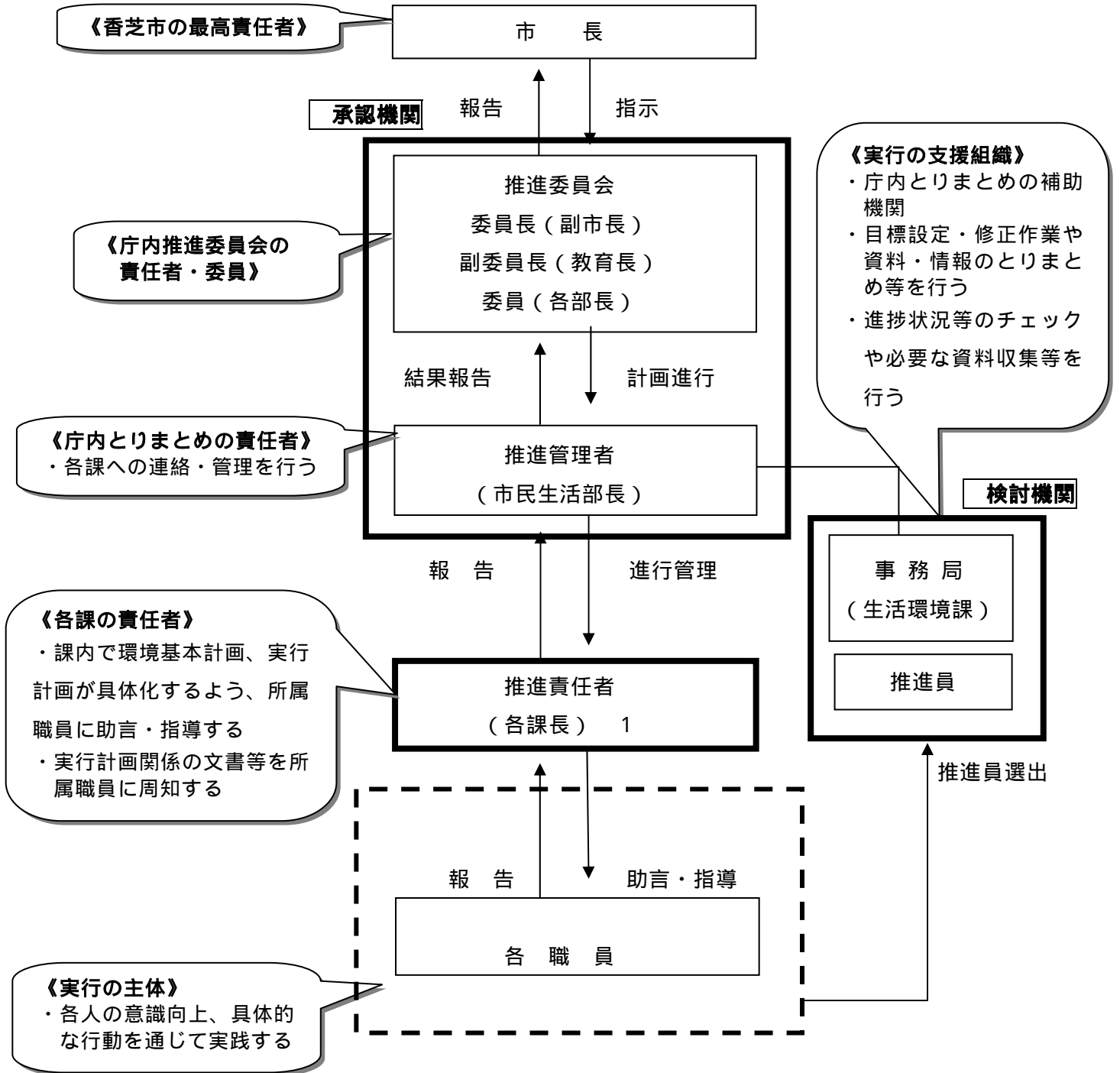
(2) 職員率先行動の取組状況調査

職員率先行動の取り組み状況を毎月記録し、達成率の増減要因を分析の上、年4回（7月・10月・1月・4月）、所属長より市民生活部長に報告する。

5.3 公表

本計画の取り組み結果については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第10項に基づき、温室効果ガスの総排出量を広報誌やインターネットホームページ等により毎年度、市民に公表します。

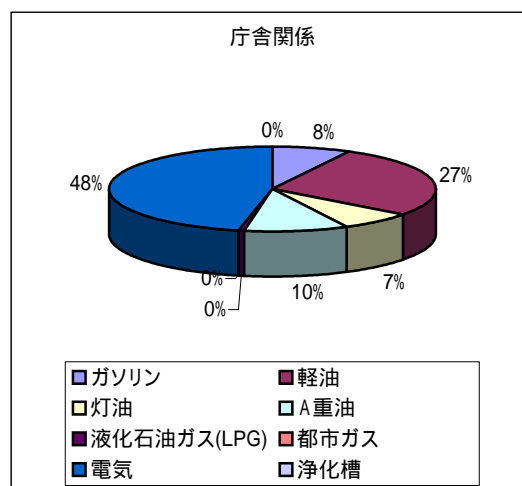
香芝市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画 庁内推進体制



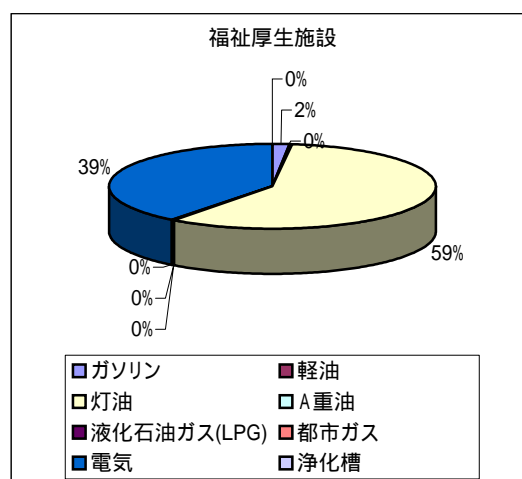
1 推進責任者は、各課等における課長相当職にある者とする

施設別温室効果ガス排出量

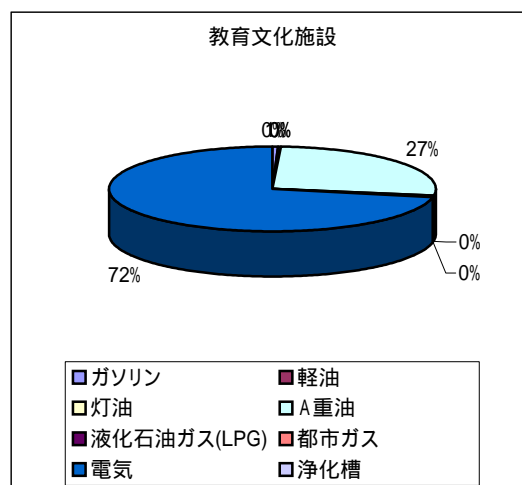
庁舎関係	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	78,088.5	8%
軽油	280,638.4	27%
灯油	75,170.9	7%
A重油	105,419.0	10%
液化石油ガス(LPG)	4,561.6	0%
都市ガス	0.0	0%
電気	476,570.5	48%
浄化槽	330.7	0%
合 計	1,020,779.6	100%



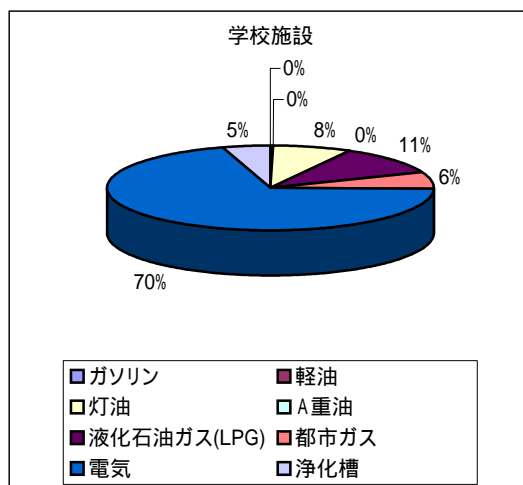
福祉厚生施設	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	13,987.0	2%
軽油	4,445.4	0%
灯油	520,802.9	59%
A重油	0.0	0%
液化石油ガス(LPG)	875.4	0%
都市ガス	0.0	0%
電気	352,205.8	39%
浄化槽	293.9	0%
合 計	892,610.4	100%



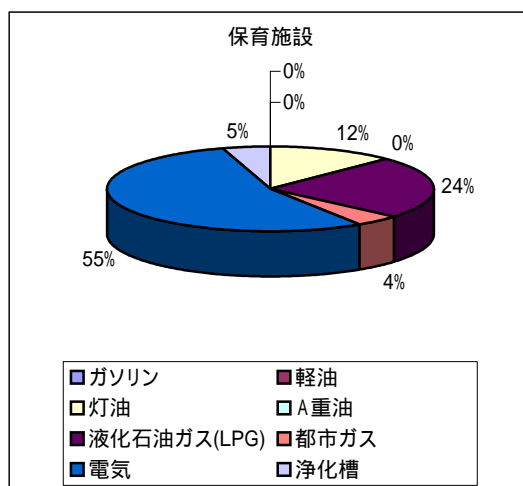
教育文化施設	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	4,104.8	1%
軽油	0.0	0%
灯油	833.8	0%
A重油	160,161.0	27%
液化石油ガス(LPG)	2,826.5	0%
都市ガス	0.0	0%
電気	433,389.3	72%
浄化槽	0.0	0%
合 計	601,315.4	100%



学校施設	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	3,160.2	0%
軽油	150.1	0%
灯油	82,000.2	8%
A重油	0.0	0%
液化石油ガス(LPG)	116,562.2	11%
都市ガス	68,505.8	6%
電気	749,616.1	70%
浄化槽	51,233.9	5%
合計	1,071,228.4	100%



保育施設	排出量(kg-CO2)	排出割合
ガソリン	0.0	0%
軽油	0.0	0%
灯油	32,327.3	12%
A重油	0.0	0%
液化石油ガス(LPG)	62,345.5	24%
都市ガス	11,271.3	4%
電気	141,167.7	55%
浄化槽	12,234.4	5%
合計	259,346.3	100%



集計過程における端数処理の関係上、表内の計算値に誤差が生じる場合があります。

香芝市地球温暖化対策実行計画

発行・編集 香芝市市民生活部生活環境課
〒639-0292
奈良県香芝市本町1397番地
TEL (0745)76-2001(内線 130～133)
FAX (0745)78-3830
HP アドレス <http://www.city.kashiba.nara.jp/>
発行年月 平成21年4月